

本庄市児玉郡在宅医療・介護連携推進協議会設置要領

平成30年4月1日

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第4号に規定する在宅医療・介護連携推進事業として、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の8第2号に定める医療・介護関係者により構成される会議の開催等を通じて、本庄市、美里町、神川町及び上里町（以下「本庄市児玉郡」という。）における在宅医療及び在宅介護の連携の推進について協議するため、本庄市児玉郡在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、本庄市児玉郡とする。ただし、事業の運営については委託することができる。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握に関すること。
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関すること。
- (3) 切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築推進に関すること。
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援に関すること。
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること。
- (6) 医療・介護関係者の研修に関すること。
- (7) 地域住民への普及啓発に関すること。
- (8) 在宅医療・介護連携に関する本庄市児玉郡の連携に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、在宅医療・介護連携の推進に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員の定数は、26人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから本庄市児玉郡の長又は委託先の長が委嘱する。

- (1) 保健所等の関係行政機関の者
- (2) 医師会等の医療関係団体の者
- (3) 介護・福祉関係事業所等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他会長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(報償)

第9条 委員が協議会に出席したときは、予算の範囲で報酬を支払う。

2 協議会の求めに応じ、委員以外の者が協議体に出席したときは、前項に定める額と同額を支払う。

3 前2項の規定にかかわらず、公務で協議体に出席した公務員又はこれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(個人情報)

第10条 委員は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要領の施行の日以降、最初に任命される委員の任期は第5条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則 (平成31年1月31日)

この要領は、平成30年2月1日から施行する。